

空き家住宅除却助成事業のご案内

福生市では、昭和56年5月以前に建築された住宅で、1年以上空き家となっている住宅を除却する場合に、その除却費用の一部を助成します。

戸建て住宅	30万円/戸
長屋・共同住宅	100万円/棟

※対象となる除却工事に要する費用(消費税を除く。)の1/2の額



助成の主な要件

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること
- ・おおむね1年以上、空き家となっていること
(共同住宅は、全住戸のうち2分の1以上の住戸が該当していること)
- ・居宅、長屋又は共同住宅として登録があること
- ・市税を滞納していないこと



助成の対象となる除却工事

- ・空き家住宅の除却
- ・附属する門、塀、生垣、柵、物置、自転車置き場等、日常生活において通常必要とされる構造物の除却

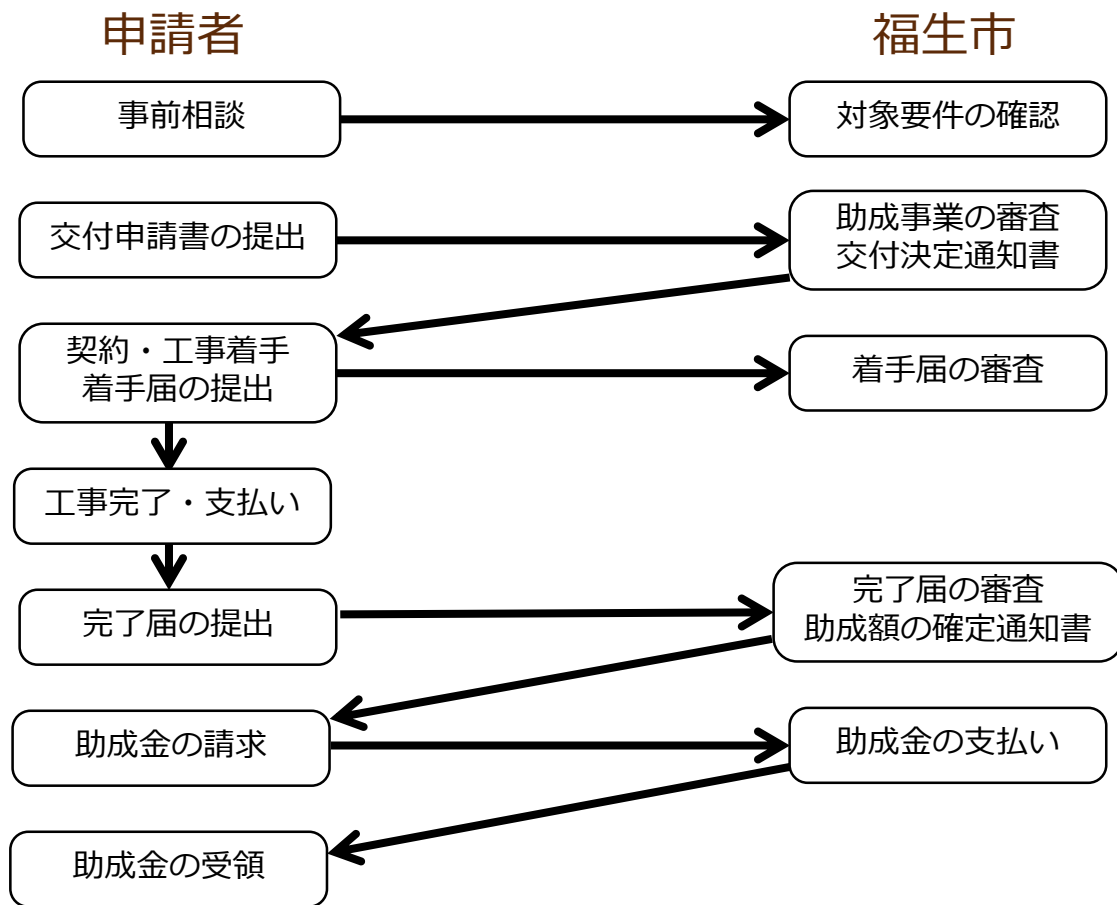


交付申請に必要な書類

- (1) 申請者の住民票の写し(※会社・法人の場合は、登記事項証明書)
- (2) 空き家住宅の建物登記の全部事項証明書
(※未登記の場合は、課税明細書または土地・家屋課税台帳兼名寄帳の写し)
- (3) 空き家住宅の土地登記の全部事項証明書
- (4) 代表者選任届(空き家住宅が共有の建物である場合)
- (5) 納税状況等調査同意書
- (6) 誓約書兼同意書
- (7) 土地所有者同意書(土地所有者が建物所有者と異なる場合)
- (8) 除却工事に係る見積書の写し
- (9) 委任状(所有者が手続きを不動産業者等に委任する場合)



申請から助成までの流れ



建替の場合、その他の助成事業があります

子育て支援住宅整備事業

200万円（上限）

東京都が独自の基準に基づいて認定する「東京都子育て認定住宅」のうち、福生市内に**新たに賃貸集合住宅を整備する場合に**、その整備費用の一部で上限200万円を助成します。

優良住宅取得推進事業

50万円（上限）

市内に新築の**長期優良住宅を取得した子育て世帯**に対して、その住宅（家屋分）に対して課される固定資産税・都市計画税相当額を課税初年度から**最長5年（1年度につき上限10万円）**助成します。

福生市役所 都市建設部 まちづくり計画課 住宅グループ

受付時間：月～金 午前8時30分から午後5時15分 ☎ 042-551-1961（直通）